

令和6年度 合併処理浄化槽整備費補助金について

～補助金を利用して、合併処理浄化槽へ転換をしましょう～

小田原市では、し尿と生活排水の処理が同時にできる合併処理浄化槽の普及促進を目的として、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽へ転換する工事費用の一部を補助しています。

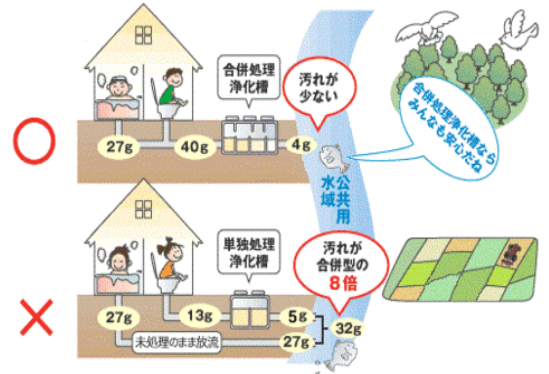
1 対象者

●次に当てはまる方

- ・対象地域にお住まいで単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する方
- ・浄化槽法に基づく適切な維持管理ができる方
- ・暴力団員ではない方
- ・市税を滞納していない方
- ・年度内に設置工事及び実績報告書の提出ができる方
- ・個人の居住用建物に設置する方

【対象外の例】

転売目的の建物・新增築など建築確認を伴う工事・集合住宅・店舗などの併用住宅



※数値は1人が1日に出す水質汚濁物質の量をBODで表したものです。

出典:「浄化槽サイト 自然にやさしい浄化槽のひみつ」(環境省)

(<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/index.html>)

2 対象地域

- (1) 下水道事業計画区域外で、(2) にあてはまらない地域
- (2) 下水道全体計画区域外 (≒市街化調整区域) で、酒匂川飯泉取水堰より上流に生活排水が流入する地域

3 補助金額

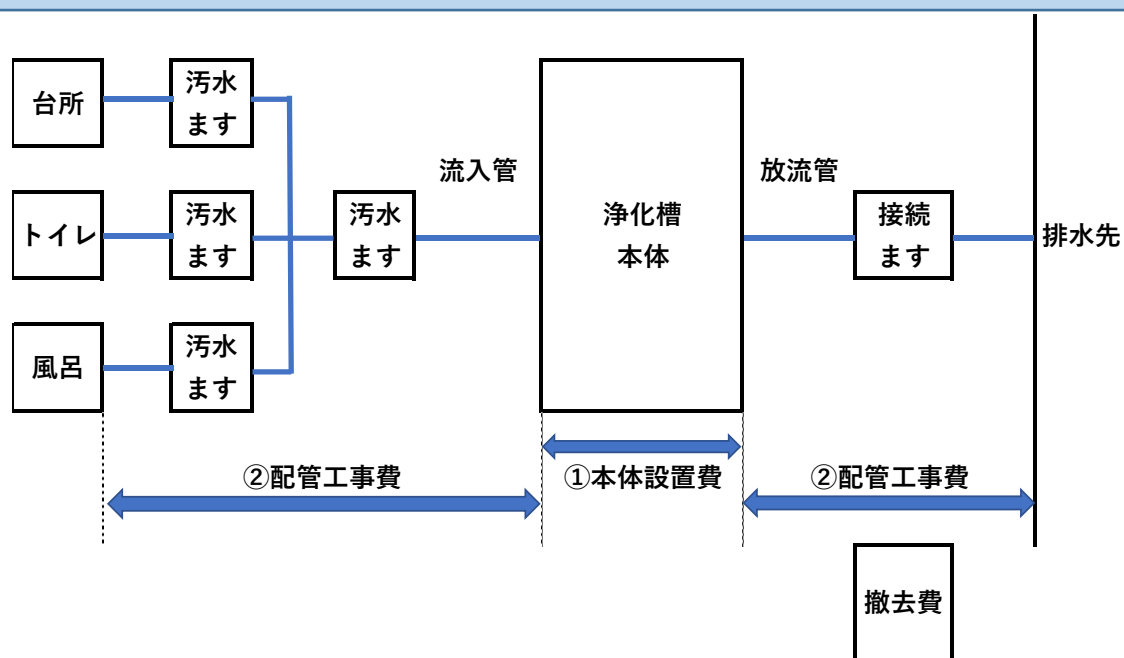
●人槽や工事費用によって補助金額が決まります。

	(1) の地域		(2) の地域	
	くみ取り転換	単独処理浄化槽転換	くみ取り転換	単独処理浄化槽転換
5人槽	722,000円	752,000円	1,131,000円	1,141,000円
7人槽	804,000円	834,000円	1,324,000円	1,334,000円
10人槽	938,000円	968,000円	1,609,000円	1,619,000円
補助対象工事	本体工事費 配管工事費 くみ取り撤去費	本体工事費 配管工事費 単独撤去費	本体工事費 配管工事費 くみ取り撤去費	本体工事費 配管工事費 単独撤去費

※補助金額は上限額です。工事内容により、補助金額が上限まで出ない場合があります。

※既存のくみ取り便槽や単独処理浄化槽は、全撤去が原則です。

4 補助対象内容



③くみ取り便槽または単独処理浄化槽撤去費

- ① 本体設置費…浄化槽本体費、本体設置工事費
- ② 配管工事費…トイレ等から浄化槽への流入配管、ますの設置、側溝等の排出先までの放流配管
- ③ 撤去費…既存の浄化槽の撤去工事費（くみ取り便槽または単独処理浄化槽の全撤去）

5 補助金申し込み方法

受付開始日

令和6年4月15日（月）から（先着順）

●受付方法

- ・『補助金交付希望申込書』、設置場所案内図（明細地図の写しなど）を市役所4階、環境保護課に直接ご提出ください。（申請者本人以外可）

●注意事項

- ①補助対象地域や工事内容により、補助金額が大きく異なります。詳細につきましては、お問い合わせいただき、確認していただきますようお願いいたします。
- ②予算に限りがあるため、予算額に達し次第、受付終了となります。
ただし、予算に到達した日に、複数申込書を受け付けていた場合は、その中で抽選を行います。
- ③この申し込みは、予算の範囲内で事業を行うために希望者を把握し、補助金の申請対象者を決めるためのものです。補助金の申請対象者になった方には、『補助金交付申請書』を送付し、申請をしていただきますので、ご了承ください。

問い合わせ先

小田原市 環境保護課 公害対策係

電話：33-1483